

着実に広がりを見せている公契約条例制定の動き

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
主任研究員 勝島 行正

2013年9月27日に足立区、12月12日に直方市で公契約条例が成立し、全国で9自治体となった。2009年9月に全国で初めて野田市で条例が制定されてから、4年余が過ぎ、首都圏に集中していた条例制定の動きが、今、全国に広がりはじめている。直方市は、その端緒をなすものである。

しかし、課題も見えてきた。川越市では、6月27日に市議会提案の条例案が撤回され、札幌市では、11月1日に市議会でも条例案が否決された。そこで、「公契約条例」をめぐる全国の動向、新たに成立した条例の要点、制定に向けた課題について考えてみたい。

1. 公契約条例をめぐる全国動向

2013年12月12日、新たに条例が成立した直方市は福岡県ではもちろん九州で初となり、首都圏を大きく飛び越えての誕生となった。公契約条例をめぐる全国の動向については、表「公契約条例・全国の動向」のとおり、各地に広がっている。この間、動きの比較的弱かった都道府県段階でも、新たな動きが始まっている。さらに、公契約の理念やあり方などを定めた「公契約基本条例」も全国で5自治体、また、条例によらず「要綱や指針」あるいは「総合評価」などで「労働・賃金条項」を定めている自治体もある。

さらに、2014年4月施行をめざしている自治体もある¹。

(この情報は、公開されている情報や現地

の連合等関係情報を元に勝島がとりまとめたものである。)

2. 新たに条例が成立した自治体—足立区・直方市

新たに条例が成立した足立区と直方市の「条例の概要」等は以下のとおりである。

(1) 足立区

[1] 足立区の概要

足立区(近藤やよい区長・2期)は、東京都23区では渋谷区に続く2例目となる。全会派の賛成で成立した。

足立区は、東京都23区の最北端に位置し、面積53.20k㎡²、人口683,246人³(2010年国調)。2013年度の一般会計予算総額は、2,586億円で、財政力指数が0.34、経常収支

¹ 山形県山形市は、2013年9月市議会に条例案が提案されたが、現在、継続中。2014年4月施行をめざしている。兵庫県三木市は、2014年3月市議会に提案し、4月施行をめざしている。

² 東京都23区では大田区、世田谷区に次いで3番目の面積。

³ 東京都23区では世田谷区、練馬区、大田区、江戸川区に次いで5番目の人口。

比率は 87.0 (2011 年・決算カード) となっている。

[2] 条例の概要

① 条例の適用 (条例第 6 条)

工事 予定価格 1 億 8,000 万円以上
業務委託 同 9,000 万円以上

② 労働報酬下限額 (同第 9 条)

工事 公共工事設計労務単価
業務委託 建築保全業務労務単価
生活保護基準
区の臨時職員賃金単価

③ 労働報酬審議会 (同第 12 条)

労働報酬下限額について調査、審議する
委員 6 人以内 学識者、事業者、労働者

④ 公契約等審議会 (同第 16 条)

入札及び手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため、区長の附属機関として設置する
委員 3 人 学識者

⑤ 指定管理協定 (第 17 条)

指定管理者と締結する協定で、規則で定めるもの

[3] 足立区の公契約条例導入の背景

足立区は、行政改革の「先進自治体」である。この間、足立区は主に現業系の仕事の民間委託、技能系職員の削減、「指定管理者制度」の導入などを行ってきた。さらに、これからは、事務系職員の削減が喫緊の課題であるとしている⁴。足立区では、「定型業務 (国民健康保険や戸籍、会計など)」を中心に「外部 (民間) 化」することでコストを削減し、正規公

⁴ 足立区の職員数は、1982 年度 5,853 人が 2013 年度 3,438 人 (削減数 2,415)。内訳：事務△21、福祉・社会教育等+19、技術+83、保健師・保険監視等△4、保育士△363、技能労務職△2,099、その他△30「日本公共サービス研究会中間報告書」(足立区・2013 年 6 月)。

務員は、他の住民サービスに振り向けることで、住民サービスを向上させることをめざしてきた。こうした方針を具体化するものとして 2014 年 1 月から、「戸籍・区民事務所窓口」を「外部 (民間) 化」する。

今回導入された公契約条例については、足立区総務部長は「コスト削減を追求するあまり、従事者に係る処遇が悪化してはいけない」「業務委託に連動した賃金水準の確保に係る現実的なスキームとして、公契約条例の導入が期待される」「足立区では 2013 年 9 月に公契約条例を制定」したとしている⁵。

(2) 直方市

[1] 直方市の概要

直方市 (向野敏昭市長・3 期) は、福岡県の北部に位置し、北九州市から約 30 km、福岡市から約 50 km の距離にあり面積 61.78 k m²、人口 57,686 人 (2010 年国調) の大都市近郊都市である。人口は 1985 年に約 6 万 5,000 人であったが、減少し続けている。2013 年度の一般会計予算額は、227 億 6,600 万円で財政力指数が 0.53、経常収支比率が 97.2 (2011 年・決算カード) となっている。

[2] 条例制定までの簡単な経過

直方市は、現市長の下で 2005 年度から「行財政改革」に取り組み、ようやく 2010 年度に実質収支の黒字化に成功した。この改革には、直方市職員組合も市民生活を守る立場から、自ら人員削減、賃金等労働条件の引き下げに協力してきた。2004 年度に 562 人の職員数が 2012 年度には 464 人となり⁶、人件費総額も、2004 年度に 38 億 6900 万円が 2012 年度には

⁵ 「ここまで来た自治体アウトソーシングー「日本公共サービス研究会」の現状と課題ー」(「地方財務」2013 年 12 月号/ぎょうせい)

⁶ 一般職員、任期付職員、再任用職員、派遣職員、嘱託職員の合計

28億3900万円まで減少した⁷。いわば、「身を削る」改革に取り組んできた。

また、職員組合は、「民間委託しても市としてのサービスの低下を招かないように」との立場であったが、これを実現するために職員組合として公契約条例の研究を行い、市長に制定を働きかけ、2011年1月に合意に至った。しかし、その後も具体的な進展が見られなかった。2012年に一般廃棄物収集事業の全面委託（一部委託はされていた）を機に、公契約条例の実現に向けて取り組みをさらに強め、2013年度に公契約条例制定に向けた市当局の取り組みが具体化し、6月には外部委員による「直方市公契約条例策定審議会（以下「策定審議会」）⁸」が設置され、条例づくりが始まった。策定審議会は、5回の審議を行い（途中9月17日から10月16日までパブリックコメントが実施された）、10月30日に策定審議会として「直方市公契約条例案」をとりまとめた。策定審議会の議論の特徴としては、事務局原案に対して、労働者委員だけでなく事業者委員からも「条例対象の拡大」、「報酬下限額の引き上げ」が求められるなど、終始前向きな対応であったことがあげられる。事務局にとっては「予想外の展開」となったとのことである。その後、条例案は、12月市議会に提案されたが、反対はなく、12月12日の市議会で全員一致賛成となった。

[3] 条例の概要

① 条例の適用範囲（第5条）

工事	1億円以上
業務委託	1,000万円以上 ⁹

⁷ 「直方市行政改革大綱、直方市行政改革実施計画の総括」（2013年7月30日）

⁸ 策定審議会は、学識者1名、労働者2名、使用者2名の構成。

⁹ 「施設等の管理運営業務、施設等の清掃業務、施設等の警備業務、一般廃棄物収集運搬業務、学童保育所運営業務、学校給食調理業務、窓口

指定管理協定 1,000万円以上で市長又は教育委員会が認めるもの¹⁰

市長が特に認めるもの

② 労働報酬下限額（第7条）

工事 公共工事設計労務単価¹¹
業務委託・指定管理協定
直方市行政職給料表¹²

③ 「雇用機会均等法」・「継続雇用」（第8条）

第1号「公契約に定めるもののうち労働条件等の法令遵守」のうち、エとして「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」がある。これは、公契約条例では初めて。

第3号「継続雇用」がある。

④ 労働報酬審議会（第9・10条）

労働報酬下限額に関するものの他、条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議する

委員5人以内 学識者、事業者、労働者

[4] 直方市の「条例づくり」の特徴点

直方市の条例づくりの特徴点は、主に以下の3つである。

① 直方市職員組合の取り組み

1つは、直方市職員組合が公契約条例づくりを市長に働きかけた結果、「合意」したことからスタートしたことである。現市長のもとで進められた「行財政改革」に対して職員組合としては、「財政の健全化は、市民生活を守るために必要」との基本的な考え方に基づいて「協力」してきた。また、「民間委託しても

業務、外国語指導業務」（「直方市公契約条例施行規則」第3条第1項）。

¹⁰ 「予定価格又は予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね7割以上の公の施設の指定管理協定」（「直方市公契約条例施行規則」第3条第2項）

¹¹ 「公共工事設計労務単価の80%」（策定審議会第5回資料）。

¹² 「直方市臨時職員日当」を基準として「826円」（策定審議会第5回資料）。

市民サービスの低下を招かない」ためには「公契約条例」が必要であるとの立場で制定をめざしてきた。

②市長の決断

2つは、市長の決断である。2012年7月に市が「事業者アンケート」実施したが、決して「良い結果」では無かった。市長は、それを受けても「ぶれなかった」という。また、庁内の意見にはかなり厳しいものもあったが、条例をつくるという方針をふまえてまとまったとのことである。(市事務当局の条例案づくりは、古川景一弁護士との学習会によって大きく前進した。)

③策定審議会の役割

3つは、策定審議会の果たした役割である。策定審議会の議事録によれば、労働者委員だけでなく事業者委員からも公契約条例を歓迎し、「もっと早く公契約条例があればよかった」との意見もある。また、「対象の拡大」、「下限額の引き上げ」などの前向きな意見が出されている。策定審議会としては、最終のとりまとめにあたって、「対象の拡大」、「下限額の引き上げ」を行うなど条例を「よりよいものにしていくこと」を総意として求めている。

(3) 直方市条例成立の意義と今後

これまで条例を制定してきた自治体は、首都圏で人口も財政規模も「大きな自治体」に集中していた¹³。直方市は、人口規模、財政規模もそれほど大きくない、いわば「普通の自治体」である。そうした自治体で実現できたこと、しかも、首都圏を大きく飛び越えて、九州に広がったことによって、全国のどここの自治体で実現可能性があることを証明した。このことが何よりも大きな意義であると思う。

¹³ 足立区の財政状況は東京23区内では「良くない」といわれている。

今後は、運用にあたって事業者に周知をはかることはもちろん、庁内の職員向け勉強会を行うことなど、諸準備が必要である。

さらに、直方市職員組合には、九州で初の条例となることから、周辺の自治体だけでなく、九州全域に広がるよう、先行自治体としての役割も期待したい¹⁴。

3. 都道府県にも新たな動きが始まっている

都道府県段階での公契約条例の動きは、概して低調であった。しかし、最近新たな動きが始まっている。

(1) 長野県

長野県では、2013年10月21日から11月19日まで「長野県の契約に関する条例(仮称)要綱案」についてパブリックコメントが実施された。これは、いわゆる基本条例であり、総合評価に労働に関する項目が新設される方向である。

連合長野としては、11月20日に連合役員、県・市議会議員、県弁護士会、社労士会、行政書士会、印刷工業組合などが参加した「よりよい公契約条例制定推進会議」を開催し、よりよい公契約条例の制定に向けてひきつづき取り組みを進めていくこととしている。

(2) 愛知県

愛知県は、2013年6月に外部委員を入れた「公契約のあり方検討会議」が設置され、議論が継続している。

(3) 神奈川県

神奈川県は、2013年7月に「公契約に関する

¹⁴ 連合福岡は、11月30日に「公契約条例の制定を求めるシンポジウム」で開催し、直方市に続く自治体をつくることを確認している。

る協議会」が設置され、現在、議論が継続している。

愛知県、神奈川県の内いずれも年度内に報告が出される予定である。

愛知県と神奈川県の検討状況を見る限り、事業者側は「公契約条例」について否定的だが、関係者が議論を深め公契約条例制定に向けて合意ができることを期待したい。

4. 否決された札幌市、撤回した川越市

公契約条例が市議会に提案されたが、成立しなかった自治体もある。

(1) 川越市

川越市公契約条例案は、2012年9月に全会派一致で市議会が提案したものである。11月10日から30日にかけて市議会としてパブリックコメントが実施された。また、事業者・労働者を含む市民向け説明会が開催された。しかし、提案当初から建設業界からの強い反対が表明されたこと、また、市当局との調整不足などがあり、採決されないまま継続となっていた。

その後、2013年6月27日に市当局提案の「川越市公共調達審議会条例」が可決され、市議会提案の公契約条例案は撤回された。

11月18日に第1回「川越市公共調達審議会」が開催された¹⁵。今後の審議を通じて公契約条例の制定が前進されることを期待したい。

(2) 札幌市

札幌市の上田文雄市長は、2011年の三選にあたっての公約として公契約条例制定を掲げ、2012年2月に市議会に「札幌市公契約条例案」が提案された。しかし、札幌商工会議所、札

幌建設業協会、北海道警備業協会、北海道ビルメンテナンス協会などの反対を受けて、市議会の「野党」である自民党が撤回をもとめるなど対立したまま採決にいたらず、継続審議となっていた。(経過の詳細は、「公契約条例の現段階と課題ー全国の動向をふまえて考える」勝島行正「自治研かながわ月報」2012年6月号参照)

2013年9月市議会において、市当局は、原案を撤回し、10月に条例案の一部を修正して市議会に提案し成立をめざしたが、受け入れられず、10月31日に採決が行われ否決となった。その直後、一部市議が、「当局原案」とほぼ同じ条例案を提案したが、これも1票差(賛成33、反対34)というきわどい結果ながら否決となった。

この背景には、市長と市議会の自民党・公明党などの会派との間で市長選挙の対立構図が解けないままであったこと、また、建設業協会等の業界との関係では、公共事業の削減や落札額の低下などに対する反発があるといわれている。市側は、入札制度の改革について2012年3月に「最低制限価格」の引き上げなどを実施したが、業界側の反対の態度を変えることができなかった。

5. 公契約条例の要点と意義を改めて確認を

公契約条例については、なお、基本的な点で誤解があったり、あるいは「導入反対」のための具体的な行動が目立ってきた。そこで、改めて公契約条例の要点と意義について確認したい。

(1) 公契約条例は、自治体独自の条例

公契約条例は、自治体独自の条例で、それぞれの自治体ごとに、自治体の諸条件を勘案してつくられている。例えば、賃金(報酬)

¹⁵ 学識者3名、事業者2名、労働者2名

下限額について自治体によって異なっている。指定管理者や継続雇用の扱いなども違い、また、条例の作り方も市長（当局）主導でつくられた自治体、外部の委員を入れた「条例策定審議会」等を設けてつくられた自治体などさまざまである。いいかえれば、自治体ごとにおかれている条件に応じて創意工夫する余地がある。

（２）契約自由の原則に基づいている

公契約条例は、あくまでも民法上の契約自由の原則に基づいている。自治体が発注する建設工事や業務委託業務あるいは指定管理者制度に係る仕事に従事する労働者等の賃金（報酬）の下限額等を条例で定め、入札に応じた事業者との間で交わす契約に依っている。事業者は、この入札に参加するもしないも自由である。後でみるように「違法論」ともかかわって、重要なポイントといえる。

（３）公契約条例の意義

公契約条例の意義は、主につぎのようなことである。

〔１〕公正競争の実現ーダンピングの防止

いわゆる「バブル経済」の破綻後に、日本の建設投資は、官・民を問わず大きく減少した。また、自治体財政が逼迫する中で「業務委託化」が拡大した。こうしたことから、入札競争が激しくなり、「ダンピング（市場価格より不当に低い価格で受注すること）」受注が増えた。国や自治体は、様々に「ダンピング防止」をはかったが、完全になくすことができない現状にある。国交省が、2013年3月29日に、2013年度の設計労務単価の発表の際に関係業界や自治体に対して発した「技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請について（以下「国交省要請書」）」には、建設事業をめぐる状況について「ダンピング受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、こ

れが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている。その結果、技能労働者の需給のひっ迫が顕在化しつつあり、入札不調が発生している」としている。

このダンピングを防止し、公正競争を実現させるには、労働者の賃金について下限額を定める公契約条例が必要である。

〔２〕官製ワーキングプアをなくす

2009年の「大阪市営地下鉄の清掃委託労働者が生活保護受給」との報道は、官製ワーキングプアを象徴する事態として関係者に大きな衝撃を与えた。業務委託に限らず、自治体が発注者する仕事に従事する労働者の賃金では、国が定める「最低限度の生活」が保障されない劣悪なものであることを明らかにした。自治体が、ワーキングプアをつくってはならないことは、いうまでもない¹⁶。

〔３〕公共サービスの質を守る

2009年に成立した「公共サービス基本法」では、公共サービスが①「国民生活の基盤であること（第1条）」、②「国民の権利であること（第3条）」、③「国や自治体の責務であること（第4条、5条）」としている。国や自治体は④「安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める（第11条）」こと

¹⁶ ILO第94号条約は「①人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料とされている現状を一掃するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることが義務付ける。②公契約によって、賃金、労働条件に下方圧力がかかることがないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませる（連合資料）」ことを目的としている。さらに、国も自治体もILOや国連が提唱する「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが求められている。

としている。公契約条例は、この公共サービス基本法をふまえたものである。

[4] 事業者にもよい条例

既に見たように近年、公共事業をめぐっては、建設投資の大幅な減少、効率・コストを優先させる入札などの結果、賃金の低下→若手建設技能者の減少→建設技能の衰退の恐れ→業界の存亡の危機となっている。しかし、現段階では、有効な手を打てていない。公契約条例によって、賃金低下の歯止めをかけ、建設技能労働者が定着し、技能・技術を維持・向上していくこととなる。このことは業界にとっても大きなメリットである。

[5] 市民にも行政にもよい条例

自治体には、市民の命と暮らしを守り、人間らしい生活を保障する責務がある。

また、公共サービスは安全で安心なものなくてはならない。公共サービスが「安かろう、悪かろう」であってはならない。ふじみ野市のプール事故などにみられるように市民の命や安全を奪うことなど絶対にあってはならない。責任ある公共サービスの提供体制を自治体がつくることは、市民生活の安心・安全をつくり出すことになる。

6. 課題を克服し、条例の制定に取り組もう

(1) 課題をどのように克服していくか

[1] 根強い「違法論」

業界、自治体当局などの中には、いまだに公契約条例「違法」論が根強くある。多くが、「公契約条例をつくらない」ために使われているとって過言ではない。「違法」論の主なものとは1. 憲法27条第2項『賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。』に違反する」について

は、これは、「あくまでも自治体が発注する仕事を受注する事業者に限定されている。また、事業者は契約を結ぶかどうかの自由がある。」

2. 「最低賃金法に違反する」については、これも地域に働くすべての労働者の最低賃金を引き上げるものではない。3. 「地方自治法第14条第1項『条例制定権の逸脱』している」については、これは、「公権力の行使を意図したのではなく、あくまでも自治体の条例制定権の範囲内であること」。また、「地方自治法第2条第14項にある『最小の経費で最大の効果を挙げなければならない』に反している」については、地方自治法の最も肝心の目的は、「住民福祉の増進」である。そのための効率的な執行は当然なことだが、「安かろう、悪かろう」であってはならない。

[2] 「コスト論」の克服

条例を制定すると「コスト」がかかるとの指摘もある。この点では、野田市の根本市長は、公契約条例の導入によって2010年度の予算増は、導入前に比較して総予算のわずか0.2%程度であること。川崎市では、担当課は、「運用にあたっての工夫で、コスト負担はない」としている。仮に、コストが増えたとしても、費用対効果をみきわめることが大切だと思う。「コスト」論は、条例を制定しないための「口実」である。

(2) 自治体の「まちづくり」に欠かせない

建設事業者あるいは建設技能者は、それぞれの自治体の「まちづくり」「災害対策」などの政策実現に欠かすことができない。また、今や、民間委託労働者の存在無くして自治体業務は進まない状況にある。公共サービス基本法がいう「公共サービスは国民生活の基盤」であるためには、そこで働く労働者が、人間らしい労働条件と労働環境のもとで働くことなくして、公共サービスが安心して、持続的

に提供されることはあり得ない。公契約条例は、持続的な「まちづくり」に欠かすことができない。

7. 公契約条例をめぐる国や業界の新たな動きをどうみるか

(1) 国交省の動き

今年の公共工事設計労務単価改定の特徴は、それまで下がり続けていた単価を大幅に引き上げたこと¹⁷、また、社会保険加入を促進させることなどが要請されている点である。国交省要請書では「労働需給のひっ迫傾向は、一時的なものではなく、構造的なもの。いま、適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障がでる。デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やす必要がある」とするなど国の「新たな方針」が示されたことである。

(2) 建設業界の動き

2013年7月18日に大手ゼネコンでつくる「日本建設業連合会」が「労務賃金改善等推進要綱」を発表した。これによれば「本年度の公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたことを踏まえ、労務単価引き上げが賃金水準の向上に確実につながるよう、そのための措置を実施するとともに、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組みを推進するものである。」として具体的には、「第1 適切な労務賃金支払いの要請、第2 労務賃金の状況調査の実施、第3 社会保険等加入促進、第4 適正な受注活動の徹底、第5 民間工事における取組み、第6 重層下請構造の改善、第7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み、第8 関係方面への要請」となっている。建設

事業者も建設業界の危機を克服するために具体的な取組みを進めようとしている。

こうした建設業界の危機感については、全建総連が長年指摘してきたことだが、関係者あげて取り組まなければならない文字通り喫緊の課題である。そして、改革は「ラストチャンス」だと思う。私は、建設業界の改革のためには、「公契約条例」あるいは「公契約法」が必要であり、最も効果的だと思う。なぜなら、「ダンピング」とは、賃金を不当に引き下げることによってなりたっている。公契約条例によってこれを防止し、重層構造のもとで「下請・孫請」で働く労働者の賃金の下限額を守らせ、建設技能者の生活を維持することができる。また、このことによって重層構造に「風穴」をあけることが可能となるからである。

(3) 公契約条例制定の今がチャンス

最近、「自治体における『入札不調』が起きている。これは、いわゆるアベノミクスによる公共事業費増大によって建設資材、人件費が高騰しているからだ」との報道が、続いている。また、国交省の「新たな方針」についてもその実現が急がれているという。

しかし、自治体や議会の一部には「であるがゆえに公契約条例は不要」とする向きがある。

景気対策としての公共事業は、いずれ縮小に転じる。バブル経済崩壊後の20年の動向をふまえていうならば、その時に、労働者の賃金が大きく下がることは、目にみえている。だからこそ、今が、公契約法や公契約条例をつくるチャンスなのである。

¹⁷ 全国平均で15%、被災3県平均で21%引き上げ。

表 「公契約条例」全国の動向

2013年12月13日現在

都道府県名	自治体名	種別	経過	備考
北海道	札幌市	公契約条例	2012年2月「公契約条例案」市議会提案。以後、継続審議。2013年10月3日市議会に修正案提案。2013年10月31日に市当局の修正提案は否決。同日、一部議員が当局原案とほぼ同じ修正案が提案されたが、11月1日に否決(賛成33-反対34)。	
	函館市	要綱等	函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱	2001年4月1日施行。 2011年4月1日改正施行
		具体的な施策	「二省単価」に留意し、適正な賃金の支払に配慮するよう通知	
	旭川市	要綱等	旭川市の公契約に関する方針達成の推進措置	2008年8月21日施行
具体的な施策		相談窓口の設置		
秋田県	秋田市	基本条例	2013年3月「公契約基本条例」成立。	2014年4月1日施行
山形県	山形県	基本条例	2008年7月「公共調達基本条例」成立。	2009年4月1日施行
	山形市	公契約条例	2013年6月17日から7月16日まで「公契約条例骨子案」についてパブコメ実施。9月市議会に提案したが、継続審査に12月市議会でも同様。	2014年4月施行めざしている。
群馬県	前橋市	基本条例	2013年3月「公契約基本条例」成立。	2013年10月1日施行
埼玉県	川越市	検討中	2012年9月に議員による「公契約条例(案)」が提案された。建設業界の反対等もあり、継続審議となっていたが、2013年6月27日「川越市公共調達審議会条例」が成立。議会が提案した「公契約条例案」は、撤回された。2013年11月18日に第1回「川越市公共調達審議会」が開催された。	
	越谷市	検討中	庁内に「公契約制度調査検討部会」設置。	
	草加市	検討中	市長のマニフェストで公契約条例制定明記。2013年4月30日、庁内に「草加市公契約条例検討会」設置。	
千葉県	野田市	公契約条例	2009年9月条例成立。	2010年4月1日施行
東京都1	日野市	要綱等	日野市総合評価ガイドライン	2008年9月1日施行
		評価項目	「二省単価」の80%以上の労務単価が確認できる	
	小平市	要綱等	小平市総合評価ガイドライン	2011年4月1日施行
		評価項目	「二省単価」以上の労務単価が確認できる。	
	多摩市	公契約条例	2011年12月条例成立。	2012年4月1日施行
	国分寺市	公契約条例	2012年6月「公共調達条例」成立。	2012年12月1日施行
	小金井市	検討中	2010年5月「第3次行財政改革大綱」に「公契約条例」2012年度実施明記。具体的な動きは無い。	2012年12月に「市内事業者アンケート」実施。 2013年3月公表。
	新宿区	要綱等	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱	2010年7月1日施行
1. 対象		a 2000万円以上の工事 b 2000万円以上の委託		
2. 確認		チェックシートによる確認		
	3. 賃金	a 工事 「二省単価」の80%以上 b 委託 900円		

都道府県名	自治体名	種別	経過	備考
東京都2	杉並区	要綱等	杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱	2012年3月28日施行
	渋谷区	公契約条例	2012年6月「公契約条例」成立。	2013年1月1日施行
	足立区	公契約条例	2013年9月27日「公契約条例」成立。	2014年4月1日施行
	江戸川区	基本条例	2010年3月23日「公共調達基本条例」成立。	2010年4月1日施行
	世田谷区	検討中	2011年9月外部委員による「公契約検討会」設置。	2013年2月「中間報告」。年度内条例化の方向
神奈川県	神奈川県	検討中	2013年7月16日外部委員による「公契約に関する協議会」設置。	2013年度中に報告書作成予定。公契約条例の制定も含め幅広く検討
	川崎市	公契約条例	2010年12月「公契約条例」成立。	2011年4月1日施行
	相模原市	公契約条例	2011年12月「公契約条例」成立。	2012年4月1日施行
	厚木市	公契約条例	2012年12月「公契約条例」成立。	2013年4月1日施行
	茅ヶ崎市	検討中	2013年4月湘南地域連合の政策制度要望に対する回答で「検討会設置」と回答。	
長野県	長野県	検討中	2013年6月に当局より「契約に関する条例の考え方」が議会に示される。2013年10月21日「長野県の契約に関する条例(仮称)要綱案について」のパブコメはじまる(11月19日まで)。	
石川県	小松市	検討中	2013年3月市長選挙で当選した和田慎司氏と「連合石川かが地協」とで政策協定(「公契約条例の制定をめざす」)。	
愛知県	愛知県	検討中	2013年6月14日「公契約のあり方検討会議」設置。	2014年3月最終まとめの予定
	豊田市	要綱等	豊田市公契約基本方針(総合評価)	2011年2月10日施行
		評価項目(工事・委託)	「労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及び検証方法の提案」、「労働者への法令を上回る労働条件に関する提案及び検証方法の提案」などの評価項目	
	豊橋市	検討中	2013年4月22日外部委員による「公契約のあり方に関する懇談会」設置。	
三重県	四日市市	検討中	2013年3月6日外部委員による「公契約制度検討委員会」設置。	
兵庫県	尼崎市		2008年12月市議有志による「公契約条例」市議会提案。2009年5月委員会否決。2012年12月1日「尼崎市公契約条例の制定をめざす会」発足。	
	加西市	検討中	2012年西村和平市長が当選。マニフェストに「入札改革・公契約条例検討委員会設置」明記。2012年5月「加西市を豊かにする公契約条例づくり連絡会議」結成。署名運動を展開。	「2015年6月までの任期中に条例制定したい。(加西市長)」(神戸新聞2013年1月30日)
	三木市	検討中	2013年5月31日外部委員による「公契約条例検討委員会」を設置。	2014年1月にパブリックコメント。3月市議会に条例案を提案予定。
高知県	高知市	基本条例	2011年12月「公共調達基本条例」成立。	2012年4月1日施行
		総合評価	追加:男女共同参画に関する表彰、労働安全管理に関する認証、法定外労働災害補償制度への加入	

都道府県名	自治体名	種 別	経 過	備 考
香川県	丸亀市	検討中	2013年6月13日、市議会で「公契約条例について検討」と答弁(四国新聞)。	
福岡県	北九州市	検討中	2012年8月庁内に「公契約条例に関する研究会」設置。	
	直方市	公契約条例	2013年6月11日に外部委員による「公契約条例策定審議会」設置、5回開催。9月17日から10月16日パブコメ。12月市議会に条例案提案。12月12日の市議会で全会一致で条例成立。	2014年4月1日施行
佐賀県	佐賀市	要綱等	佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱	2013年6月3日施行(業務委託に関しても検討中)
		1. 対象	5000万円以上の工事	
		2. 確認	労働環境チェックシートによる確認	
		3. 賃金	「二省単価」の80%以上	

本表は、神奈川県地方自治研究センター勝島が、自治体のホームページや議会等で公開された資料等を下にしてまとめたものである。「公契約条例」とは、名称にかかわらず条例に賃金(報酬)下限額の定めがあるもの、「基本条例」とは、名称にかかわらず公契約の理念等の定めがあるもの、「要綱等」とは、要綱、指針、総合評価等に賃金(報酬)・労働条件等について何らかの定めがあるもの、をいう。